

国民健康保険からのお知らせ

8月1日から新しい被保険者証(水色、退職被保険者証は茶色)に切り替わるため、7月末日までに新しい被保険者証を郵送(書留)でお届けします。

被保険者証が届きましたら記載内容に誤りがないか確認をしてください。

他の健康保険に加入された方へ

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失手続きが必要となります。社会保険被保険者証がすぐに交付されないからといって国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した分を返還していただく場合がありますので、社会保険に加入したときは、必ず喪失手続きを行ってください。

(国民健康保険の資格は社会保険加入時にさかのぼって喪失となります。)

◎手続きに必要なもの

- ・他の健康保険から交付された被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

退職者医療制度へのご加入をお願いします

退職者医療制度とは、長く社会保険等に加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを是正するためにつくられた制度です。退職者医療制度の適用を受けている方の給付費(被保険者の自己負担分以外の医療費)は、退職者医療制度に該当する方の保険税と会社等の健康保険からの拠出金で賄われます。

対象となる方は、町から退職者被保険者証をその都度郵送します。旧被保険者証は、役場にお越しの際にお返しください。

◎下記の条件のすべてにあてはまる方と、その被扶養者が対象となります。

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方

【高齢受給者証】

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方に自己負担割合を記載して交付しています。(後期高齢者医療の適用を受ける方を除く。)

7月中に郵送する高齢受給者証は、8月から使用できます。有効期限を確認のうえ高齢受給者証の交換をお願いします。※高齢受給者証には「2割(平成26年3月31日まで1割)」または「3割」と記載されています。「2割(平成26年3月31日まで1割)」と記載のある方は()内の負担割合が適用されるため、1割の自己負担で受診できますので、「被保険者証」と「高齢受給者証」を必ず一緒に提示してください。

【限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証】

高額な外来診療や入院時の病院窓口負担を軽減するための、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。

自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請してください。

※認定証の対象とならない方もいますので、新たに申請を希望する方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

◎手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証・現在交付されている認定証・印かん

【ジェネリック医薬品を活用しましょう】

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

◎ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。言い出しにくいときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示しましょう。



※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、医師の治療方針や、薬局の在庫等によりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。